

富山県における認知症施策の推進体制

令和7年2月7日

富山県厚生部高齢福祉課

地域包括ケア推進係

認知症施策の推進体制

- ① 認知症施策については、介護保険法等に基づき下記のとおり役割を分担しながら、施策を推進している。
 - 住民に身近な市町村が中心的な役割を担っている。
 - 県は市町村支援や介護・医療職の人材育成、全県的な普及啓発に取り組んでいる。
 - 国は全国的な普及啓発や基本計画の策定、認知症に関する研究の推進等に取り組んでいる。
- ② 認知症基本法の施行を契機として、今後は国民や民間企業等も含めた各主体が、適切な役割分担のもと一層連携を強化して認知症施策に取り組むことが求められている。
- ③ 認知症施策の推進体制のイメージ図は次ページのとおり。

認知症施策の推進体制(イメージ図)

国民 ・認知症に関する正しい知識理解

市町村

① 認知症の普及啓発

- ・ **認知症サポーター**の養成(市町村単位)
→認知症について正しい知識を持った「応援者」
- ・ イベント等を通じた**普及啓発**

② 見守り体制の構築

- ・ 地域の**見守り体制**の構築
- ✓ SOSネットワーク ✓ GPS機器の貸与
- ✓ 見守り2次元コード✓ 個人賠償責任保険 等

③ 認知症本人に対する支援

- ・ **初期集中支援チーム**の設置
→初期の段階から本人と家族に対する支援を行う専門職のチーム
- ・ **地域支援推進員**の設置
→本人・家族等の相談支援や社会参加活動のための体制づくり
- ・ **チームオレンジ**の整備、運営支援
→本人や認知症サポーターで構成する、認知症の人に対する支援チーム

④ 家族等に対する支援

- ・ **認知症カフェ**の開催
→本人や家族、地域住民が集い、認知症の人を支えるつながりの場

⑤ 地域包括支援センターの設置

⑥ 成年後見制度利用支援

連携

県

① 普及啓発

- ・ **認知症サポーター**の養成(県単位)
- ・ **認知症の日(月間)**を中心とした普及啓発

② 市町村施策への支援

- ・ **キャラバンメイト**の養成
→認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施
- ・ **チームオレンジコーディネーター**の養成
- ・ **初期集中支援チーム員・地域支援推進員**の養成
- ・ 市町村の**取組みの把握、意見交換**の場の設置

③ 医療・介護専門職の人材育成

④ 相談体制の充実

- ・ **認知症疾患医療センター**の設置
- ・ **若年性認知症相談・支援センター**の運営

連携

国

① 全国的な普及啓発

- ② 施策策定に必要な調査の実施
- ③ 多様な主体の連携を構築
- ④ 地方公共団体への支援

- ・ 取り組み状況の把握
- ・ 好事例の共有

⑤ 認知症に関する研究等の推進

連携

連携

連携

連携

民間企業

- ・ 日常生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者について、認知症の人に対する必要かつ合理的な配慮

市町村が実施する認知症施策

事業名	個別事業	事業内容	対応する県の実施
認知症総合支援事業 (介護保険法第115条の45第2項第6号)	認知症初期集中支援推進事業	- 認知症初期集中支援チームの設置・普及啓発 - 初期集中支援の実施 - 訪問支援対象者の把握 - 本人及び家族等に関する情報収集及び観察・評価 - 初回訪問、情報提供や助言を行う - 専門医を含めたチーム会議の開催 - 初期集中支援の実施(医療機関受診の動機付け、継続的な医療サービス利用までの支援、介護サービスの利用勧奨・誘導、助言、身体を整えるケア、生活環境の改善支援 等) - 認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、ケアマネジャー等への引継ぎ - 関係機関・団体と一体的に事業を推進していく場となる検討委員会の設置	- 国立長寿医療センターで実施する認知症初期集中支援チーム員養成研修に対する市町村職員等の派遣、受講料助成 - 認知症疾患医療センターの設置 - 先進事例の紹介や意見交換等の場の設置
	認知症地域支援・ケア向上事業	- 認知症サポート医を地域包括支援センター・市町村本庁等に配置 - 認知症地域支援推進員の設置 - 認知症の人を支援する関係者の連携強化 - 本人や家族等に対する相談支援や支援体制構築 - 病院・介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援 - 介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援 - 認知症の人の家族に対する支援事業(認知症カフェの開催 等) - 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修 - 本人の社会参加活動の体制整備 - 認知症の人と家族への一体的支援	- 認知症サポート医の養成・フォローアップ - 認知症介護研究・研修東京センターで実施する認知症地域支援推進員研修に対する市町村職員等の派遣、受講料助成 - 先進事例の紹介や意見交換等の場の設置
	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	- チームオレンジコーディネーターの設置 - チームオレンジの支援(編成支援、実施支援、生活関連企業・団体との連携体制構築 等) - チームオレンジの運営に対する助言(活動方針、メンバー、支援ニーズとのマッチング、個人情報の適切な管理、定例会の開催、運営に対する助言 等)	- チームオレンジコーディネーター養成研修の実施 - 先進事例の紹介や意見交換等の場の設置
任意事業 (介護保険法第115条の45第3項)	家族介護支援事業	認知症高齢者の見守り体制構築	- SOSネットワークの広域連携の仕組み構築・運用 - 先進事例の紹介や意見交換等の場の設置
	その他の事業	- 成年後見制度の申し立てに要する経費等の助成 - 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成 - 認知症サポーターの養成	- 市民後見推進事業への補助 - キャラバンメイト養成研修の実施

介護保険法

第5条の2（認知症に関する施策の総合的な推進等）

国及び地方公共団体は、**認知症**（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。以下同じ。）**に対する国民の関心及び理解**を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、**認知症に関する知識の普及及び啓発**に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、研究機関、医療機関、介護サービス事業者（第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）等と連携し、**認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じたリハビリテーション及び介護方法に関する調査研究の推進**に努めるとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制を整備すること、**認知症である者を現に介護する者の支援並びに認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上**を図るために必要な措置を講ずることその他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、前三項の施策の推進に当たっては、**認知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮**するとともに、**認知症である者が地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することができるように努め**なければならない。

介護保険法

第115条の45(地域支援事業)

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

六 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業

(→認知症総合支援事業)

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。(→任意事業)

一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業

二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者(当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。)の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業